

役員等報酬規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人三気の会 定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下役員等とする）の報酬及びその他法人業務に携わる際の諸経費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等に対して、業務に応じて別表1の報酬及び別表2の実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。
- 3 役員に対して支給する報酬の各年度の総額は1,000,000円以下とする。

（出張旅費）

第3条 役員等が法人業務のために出張する場合は、別表3の報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 その他業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支払うことができる。

（退任慰労金）

第4条 役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に対して退任慰労金を支給することができる。ただし死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

- 2 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、別表4により在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。
- 3 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として1年未満の端数月は6ヶ月以上のときは切り上げ、6ヶ月未満は切り捨てとする。

（適用除外）

第4条 施設の職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

（改 定）

第5条 本規定の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規定は、平成 2 9 年 6 月 1 6 日から施行する。
 改 定 令和 2 年 4 月 2 3 日から施行する。
 改 定 令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1

(1) 理 事

報 酬	日 額
理事会等への出席	15,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000 円

(2) 監 事

報 酬	日 額
理事会、監事監査等への出席	15,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000 円

(2) 評議員

報 酬	日 額
評議員会への出席	15,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000 円

別表 2

実費弁償費（交通費）	日 額
開催・出勤場所：三気の里	
評議員選任・解任委員会出席	
菊池郡市	2,000 円
菊池郡市を除く熊本市・上益城以北	3,000 円
その他	5,000 円
開催・出勤場所：三気の家	
評議員選任・解任委員会出席	
熊本市内	2,000 円
熊本市を除く宇城市・八代市以北	3,000 円
その他	5,000 円

別表 3

出張報酬	報 酬（日額）
理 事	15,000 円
監 事	15,000 円
評議員	15,000 円

別表 4

退任慰労金	金額
理 事	在任期間 1 年につき 10,000 円
監 事	在任期間 1 年につき 10,000 円
評議員	在任期間 1 年につき 10,000 円